九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

一九八三年改訂信用状統一規則の諸問題

濱田, 一男
九州大学名誉教授

https://doi.org/10.15017/14346

出版情報：法政研究. 54 (1), pp.1-34, 1987-09-19. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

論説

一九八三年改訂信用状統一規則の諸問題

濱田一男

荷為替信用状取引については、国際商業会議所が制定した「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」（いわゆる信用状統一規則）が存在し、これが荷為替信用状取引における統一的な普通取引条款として一般に行われているが、この統一規則の一九八三年改訂条文が一九八三年六月の国際商業会議所の理事会において採択され、一九七四年改訂の信用状統一規則に代って一九八四年一〇月一日から実施されている。この一九八三年改訂信用状統一規則（以下単に改訂規則という）においては、いくつかの重要な改訂がなされているが、これらのうち若干の諸問題について、従来、筆者が主張して来た立場から、その理論的考察を試みたものが本稿である。なお本稿は、必ずしも実務上の取扱いに拘束されることなく、純粋に法理論的立場から検討したものである。実務上の取扱いには、便宜的要素を含むこともあり、必ずしも常に理論的正当性を示すものとは限らないと思うからである。

第一　信用状条件変更の問題

一九七四年信用状統一規則第三条(c)項によれば、取消不能信用状における信用状発行銀行および確認銀行の確約（取消不能の信用状債務負担の約束）について、このような確約は、関係当事者全員の同意がなければこれを変更しまたは取消すことができない。変更事項の一部受諾も、関係当事者全員の同意がなければ有効とはならない、旨を規定していた。そして、ここにいわゆる関係当事者というのは、信用状発行依頼人、発行銀行および受益者ならびに信用状が確認されている場合における確認銀行を意味するものと解されていた。ところが一九八三年の改訂規則においては、この点が改訂され（第一〇条d項）、取消不能信用状におけるこのような確約は、発行銀行、確認銀行（信用状が確認されているとき）および受益者の同意がなければ変更も取消もできない。同じ一つの条件変更の通知のなかに含まれているいくつかの条件変更のなかの一部の受諾は、上記の当事者全員の同意がなければ有効とはならない旨を定め、その同意を必要とする関係当事者のなかから信用状発行依頼人を除外しているのである。しかし、このように一九八三年改訂規則が信用状発行依頼人をいわゆる関係当事者のなかに含ましめず、これを除外したことについては合理的な理由がなければならない。この点につき、筆者の理解するところによれば、大体次ぎの二個の理由を考えることができるようである。

先ず第一に、取消不能信用状の法律関係を信用状発行依頼人および発行銀行間の関係と発行銀行および受益者間の関係とに峻別して理解するという理論構成によるものである。このような考え方は、往時ドイツ法上の通説といわれていたところであるが、信用状発行依頼人・発行銀行間の関係を信用状事務処理を目的とする委任契約（ドイツ法の

解釈としては請負契約）と解し発行銀行・受益者間の関係を抽象的債務負担約束と見る立場である。[1] この立場に立つときは、いわゆる信用状契約（信用状固有の法律関係）の当事者は信用状発行銀行および受益者であり、信用状債務負担は全く発行銀行の抽象的債務約束によるものであって、信用状債務の成立およびその内容につき、法理的には、発行銀行・信用状発行依頼人間の信用状発行契約なる委任契約による拘束から離脱することができるようになる。したがって信用状債務の取消または条件変更も全く発行銀行と受益者との合意によってなされうるものであって、この点につき発行依頼人は法理的には一応無関係ということにならざるをえない（信用状が確認されている場合には、もちろん確認銀行の同意を得なければならない）。このように理解して、改訂規則においては、発行依頼人の同意を不必要としたのではないかと考えられる。しかし、このような理解には賛成することができない。筆者の解するところによれば、荷為替信用状の法律関係は、信用状発行依頼人を受約者、発行銀行を約束者とし、これに信用状受益者を加えた三面的法律関係を成すものである。この信用状法律関係の本体は、いわゆる信用状契約であって抽象的な無因的第三者のためにする契約たる性質を有し契約当事者は信用状発行依頼人および発行銀行の両者である。そして、同時にこれとは別に、発行依頼人・発行銀行間に信用状事務処理を目的とする委任契約（信用状発行契約）が存在する。この信用状発行契約と信用状契約とは法理的には別個のものであるが、事実上、この両者は相合して一個の信用状開設委託を成すのである。もし、さきの委任契約・抽象的債務約束（信用状契約）峻別説の立場にたち、この二個の契約関係を完全に分離独立したものと解するとすれば、それは信用状の有する三面的法律関係の性質を軽視するものである。すなわち、かりに、一部の学説が主張するように信用状契約の当事者を信用状発行銀行および受益者の両者であるとしても、信用状契約における発行銀行の抽象的債務約束は発行依頼人の授権により発行依頼人の計算においてなされるのであって、信用状契約と信用状発行契約とは事実上、合体して存在するものであることを否定することは

できない。発行銀行が信用状条件を遵守してなす受益者の請求により信用状債務を履行したときは、信用状契約にもとづいて、発行銀行は、発行依頼人に信用状資金の補償を請求しうるのであって、この信用状資金補償請求の方法・形式等が信用状発行契約において合意されることになる。したがって、発行銀行が、信用状契約にもとづき受益者の請求に応じて信用状債務の履行をなしたときは、たとえ、その後信用状発行契約の無効が確定したとしても、信用状契約自体が有効である限り、発行銀行は発行依頼人の授権により信用状契約にもとづいて発行依頼人に信用状資金の補償を請求しうることに変りはなく、ただ信用状発行契約において定められた補償請求の方法・形式等に関する合意が信用状発行契約の無効確定に伴ない、その効力を失うことになるにすぎない。これらの点に関する法理は、すべて信用状契約の当事者を発行銀行・発行依頼人の両者と見ることによって始めて完全に理解しうることになるのである。もし、さきの委任契約・抽象的債務約束峻別説の立場にたち信用状契約の当事者を発行銀行および受益者の両者と解するとすれば、信用状発行契約の無効が確定した場合においても、いわゆる信用状の抽象性にもとづき、なお発行銀行が受益者の請求により信用状債務を履行して、発行契約において定められた信用状金額につき信用状資金の補償を発行依頼人に請求しうる法理上の根拠を説明することが著しく困難にならざるをえないのである。

ここで問題を信用状条件変更に一応限定して考察することにしよう。荷為替信用状は、形式的には基本関係（対価関係たとえば売買）上の債務履行の方法として約定されたものであり、実質的には支払担保の提供たるものと解すべきである。本来信用状条件なるものは受益者が信用状を利用するについて遵守すべき条件であって、信用状契約の内容を成し、信用状書面に表示せられるものである。何をもって信用状条件となすべきかは、本来的には信用状発行依頼人・受益者間の信用状基本関係において定められるものであり、この基本関係（原因関係・対価関係）を売買とすれば、当該売買契約における信用状開設約款（売買代金支払は信用状開設の方法によってなされるべきものとする約

款）をもって定められることになる。発行依頼人（買主）はこの信用状開設約款にもとづいて銀行と信用状発行契約を締結するのであるから、信用状条件は、発行依頼人・発行銀行間の信用状発行契約の内容を成し、発行契約における委任事務処理の条件となる。信用状契約（筆者の採る立場よりすれば、いわゆる無因的第三者のためにする契約たる性質を有する）は抽象的法律関係を生ぜしめるものであるから、信用状債務者たる発行銀行は、原則として、原因関係（対価関係）たる売買契約や資金関係（補償関係）たる信用状発行契約にもとづく抗弁をもって受益者たる売主に対抗しえないのであって、売主が信用状条件を遵守して発行銀行に信用状債務の履行を求めてくる限り、これを拒否することはできないのである。したがって発行依頼人たる買主は、売買契約における自己の利益を確保するため、信用状条件という形式において、実質的には売買契約の本質的内容の実現をもって信用状発行契約における委任事務処理の条件たらしめているのである。このことは、結局売買契約の内容の本質的な部分の実現が信用状契約における売主の信用状利用の条件となっているのであって、実質的には対価関係たる売買契約の内容が発行銀行の信用状債務の抽象性を限定づけるものであることを示すものである。したがって受益者たる売主は、信用状条件を遵守することにより、売買契約の本質的内容を実現したことを事実上証明するのでなければ信用状債務の履行を請求することができないのである。(2) このように理解するときは、通常の状況のもとにおいては、発行依頼人たる買主の同意なしに信用状条件を変更するようなことは考えられないところである。もし信用状発行銀行が発行依頼人の同意なしに単に受益者との合意により信用状条件の変更をなしたとすれば、それは通常、信用状発行契約なる委任契約の趣旨に反するものであって、発行銀行は、発行依頼人に対し、委任契約上の義務違反による損害賠償義務を免れえないのである。したがって、このような結果になることを予見しながら、なお敢えて一九八三年改訂規則が一九七四年規則を改訂して取消不能信用状の条件変更に発行依頼人の同意を要しないものとなしたとは通常考え難いところである。もし改訂規

則が、発行銀行・受益者間の信用状関係（信用状契約による法律関係）は、法理上は、発行銀行・発行依頼人間の信用状発行契約から独立した別個のものであって、信用状発行契約違反による損害賠償問題は発行銀行・発行依頼人間の委任契約上の問題として委任契約の当事者間において処理すればよいのであり、受益者に対する関係においては、発行依頼人の同意なしに発行銀行・受益者間の合意をもって取消不能信用状の条件を変更することを妨げないという立場から、このたびの改訂をなしたものとするならば、それは信用状条件の性格から見て納得し難いところであり、また信用状の法理から見ても賛成し難いところである。信用状契約の当事者は、あるいはいわれているように発行銀行および受益者の両者ではなく、発行銀行および発行依頼人の両者たるものと解すべきであって、発行銀行・発行依頼人間の合意によって信用状契約の内容が定められるのであり、受益者は単に信用状契約の利益を享受するにすぎないものであって、この点から見ても、発行依頼人の同意なしに発行銀行が信用状契約の内容をなす信用状条件を変更しえないことは当然といわなければならない。

改訂規則において、取消不能信用状の取消、条件変更に対して同意を与える立場にある関係当事者のなかに発行依頼人を含ましめなかった第二の理由として考えうるところは、次ぎの通りである。取消不能信用状の取消・条件変更は、通常、発行依頼人からの発行銀行に対する申出によってなされるものであって、これに対して発行銀行・受益者が同意するという形式によるのが普通だとする考え方によるものである。この立場においては、取消不能信用状の取消または条件変更は、すべて原則として発行依頼人の申出によってなされることになり、たとえ受益者が信用状を利用するに際して直接に発行銀行に対し信用状条件の緩和を求めて条件変更の申出をなす場合においても、発行銀行がこの受益者の条件変更の申出を発行依頼人に伝達し、これに応じて発行依頼人が発行銀行に対して信用状発行契約および信用状契約の内容変更の申込をなすものとする法理構成にならざるをえないのである。しかし、このような理解

は必ずしも荷為替信用状取引の実際に合致するものということはできないようである。上記の場合、受益者よりの信用状条件変更の申出に応じて発行銀行が発行依頼人に対して信用状発行契約および信用状契約の内容変更の申込をなし、これに対して発行依頼人が承諾（同意）するという形式によることも考えられる。したがって、取消不能信用状の取消または条件変更は常に発行依頼人の申出によってなされるものであり、この点につき発行依頼人は同意を求められる立場にあるものではないとする理解から、改訂規則が同意を求められる関係当事者から発行依頼人を除外したものだとする見解にも賛成することができないのである。

上記の点について、実務家の意見として次ぎのように主張されているものがある。これによれば、信用状は受益者に対する発行銀行、また場合によっては確認銀行の受益者に対する支払、引受等についての約束であり、その条件変更または取消の通知は発行銀行が出すものであるので、受益者との関係においては、発行依頼人が同意しているものであるか否かに関係なく、発行銀行からの条件変更または取消の通知は有効なものであるとしておかないと、受益者の立場が不安定なものになるとの考え方による改訂ではないかと思われる、というのである。(3)

また次ぎのような実務家の意見があることにも注意しなければならない。これによれば、信用状は発行依頼人の依頼により、発行銀行が発行するものであるが、発行された信用状は発行銀行自身が支払等についての確約をすることになり、発行依頼人は信用状上は受益者とは契約関係にない。したがって、条件変更または取消についても、信用状発行契約と、信用状上の契約とを切り離して規定すべきであるという考えに基づく改訂と考えられる。実務的にも、発行銀行から条件変更の通知を受けても、その条件変更が発行依頼人の同意がなければ成立しないのであれば、発行依頼人の意思を確かめなければならないことになるので、この明確化は有益と考えられる。ただし、この改訂は条件変更または取消の成立のための条件を定めているだけであり、発行銀行の権利を認めるものではなく、発行銀行は発

行依頼人との間の信用状発行契約により拘束されることは当然である、というのである。[4]

上記の見解によれば「一九八三年改訂規則の立場は、信用状発行契約と信用状契約とを峻別し、信用状契約の当事者は発行銀行と受益者であるとする見地に立つ」ものだと理解するもののようである。しかし、このような峻別説を採るべきでないこと、また信用状契約の性質は無因的第三者のためにする契約と解すべきものであって、契約当事者は、発行銀行および受益者の両者ではなく、受約者たる発行依頼人および約束者たる発行銀行の両者たるものと解すべきであることはすでに論じた通りである。また「受益者との関係においては、発行依頼人が同意しているものであるか否かに関係なく、発行銀行からの条件変更または取消の通知は有効なものであるとしておかないと受益者の立場が不安定なものになる」という見解にも賛成することができない。信用状法律関係において、受益者の立場の安定が重要視されるべきことはもちろんであるが、同時に発行依頼人の利益もこれに劣らず重視されなければならない。そのために信用状条件の設定が認められるのである。さきに見たように、信用状条件は、たとえば信用状の原因関係が売買であるとすれば、売買契約における信用状開設約款[5]をもって定められ、この信用状開設約款の定めるところにしたがって信用状発行契約の内容が形成され、これが信用状書面によって受益者に伝達される信用状契約の内容を構成することになる。そして、その目的とするところは、主として、売主が信用状条件を遵守するという方法で売買契約の本質的内容を実現したことを証明するのでなければ信用状を利用することはできないとして、いわゆる信用状の独立抽象性を受益者たる売主が悪用することを防止しようとすることにある。したがって発行依頼人たる買主の同意を得ずして発行銀行が単独で信用状条件を変更してこれを受益者に通知し、または発行銀行と受益者との合意のみをもって信用状条件を変更するようなことは、信用状制度の目的から見て許されないところであり、またそのようなことを認める信用状発行契約などは、通常の状況のもとにおいてはありうべきものではないと考える。信用状法理の立場

より考察すれば、たとえ発行銀行と受益者との合意をもって信用状利用の条件を変更したとしても、それは単に発行銀行と受益者との間においてのみ効力を有するにすぎず、信用状発行契約において定められるいわゆる信用状条件そのものを変更しうるものではない。したがって、発行依頼人は信用状条件不遵守を理由として信用状附帯書類たる提供証券の受領を拒絶し信用状資金の補償を拒否しうるものといわなければならない。

さきに見たように信用状契約の当事者は、発行依頼人および発行銀行の両者であるが、信用状法律関係はこれに受益者を加えた三面的法律関係である。信用状法律関係の理解は、このような立場からなされるべきものであることは、現在の有力学説の認めるところである。[6] この立場より考察するときは、受益者からの申出によるものでなく受益者の予期しない発行銀行からの信用状条件変更の通知は、発行銀行を意思表示の伝達機関とする発行依頼人からの信用状基本契約 Grundgeschäft 中の信用状開設約款変更の申込と解すべきものであって、受益者がこれに同意（承諾）することによって信用状開設約款変更の効力を生じ、その結果、信用状契約および信用状発行契約中の信用状条件変更の効力が生ずることになる。すなわち、この場合信用状条件の変更は、受益者の同意（承諾）をいわば停止条件としてなされたものといわなければならない。受益者は、信用状契約において定められさきに信用状書面によって自己に通知された信用状条件を遵守してのみ信用状を利用しうるものであるとともに、またその信用状条件によって信用状を利用しうる信用状上の権利を有するのであって、発行依頼人および発行銀行は、受益者の承諾なしに、この受益者の権利を消滅せしめまたはこれを変更することはできないのである。[7]

筆者の理解するところによれば、理論上、改訂規則は、発行依頼人が取消不能信用状の取消または条件変更の申出をなすという最も通常の場合に着目して規定したものと見るべきであって、理論としては、その他の場合における発行依頼人の同意を不要としたものと解すべきではないのである。すべて規則の解釈に際しては、その規則が設けられ

ている制度の本来の目的に顧みて、その制度の法的性質を解明し、制度の目的に合致するよう合目的且つ合理的に解釈されなければならないのであって、必ずしも規則制定者の意思に拘束されなければならぬものではない。このことは荷為替信用状についても、もちろん同様である。したがって、取消不能信用状固有の法律関係（信用状契約自体にもとづく法律関係）は、もっぱら発行銀行の受益者に対する抽象的債務約束によるものであって、法理上は、信用状発行契約による拘束を受けるものでなく、したがって発行依頼人の同意を要せずして取消不能信用状の取消または条件変更をなしうるとする解釈には、法理上のみならず信用状制度の目的から見ても賛成することはできないのである。

取消不能信用状における信用状契約の当事者を発行銀行および受益者の両者と解し、この信用状契約は発行銀行・発行依頼人間の信用状発行契約および発行依頼人・受益者間の信用状基本関係（原因関係を成す契約）から独立した別個の法律関係だと見る立場は、現在有力に行われており、英米法上の通説である。[9] しかし、英米法上の解釈として約因理論（consideration）の立場から、信用状契約の当事者を発行銀行および受益者の両者と解することに疑問を残す見解もある。[9] これに対して、信用状契約の当事者を発行依頼人および発行銀行の両者であると見る立場は、ドイツ法・フランス法上の有力な見解である。[10] 筆者の理解するところによれば、たとえ信用状契約の当事者を発行銀行および受益者の両者と解する立場を採るにしても、信用状契約の内容は、発行銀行・受益者間の合意をもって全く自由に定めうるものではなく、発行依頼人・発行銀行間の信用状発行契約および発行依頼人・受益者間の信用状基本契約によって事実上の拘束を受けるものであることを否定することはできない。発行銀行・受益者の合意のみによって信用状条件の変更をなしうるとする見解は、この事実上の拘束の存在をも無視しようとするものであって到底賛成することはできないのである。

(1) ドイツ法上の解釈として現在においてもこの立場を支持する学説がある(Baumbach-Duden-Hopt, Handelsgesetzbuch, 26. Aufl., 1985, S. 979; Eisemann-Eberth, Das Dokumenten-Akkreditiv im internationalen Handelsverkehr, 1979, S. 57)。

(2) Doctrine of strict compliance. ドイツ法学説にいわゆる提供証券厳正の原則 Grundsatz der Dokumentenstrenge である。

(3) 金融法務事情一〇五五号四五頁「改訂統一規則一問一答」(高安昭之助氏)

(4) 手形研究三五四号三七頁「一九八三年改訂信用状統一規則」(高安昭之助氏)

(5) Akkreditivklausel; La clausola di pagamento contro documenti a mezzo di banca.

(6) Molle, I contratti bancari, 1978, p. 549 e segg.

(7) 民法第五三八条

(8) De Rooy, Documentary Credits, 1984, p. 105ff.; Gutteridge, The Law of Bankers' Commercial Credits, 1979, p. 23ff.; Horn and Schmitthoff, The Transnational Law of International Commercial Transactions, 1982 p. 262.

(9) Day, The Law of International Trade, 1981, p. 143.

(10) De Rooy, op. cit., p. 87ff.; Stoufflet, Le credit documentaire, 1957, p. 375 et suiv.

第二　信用状の独立抽象性の問題

一九八三年改訂規則第三条によれば、信用状は、その性質上、それが売買契約またはその他の契約にもとづくものであっても、そのような契約とは別個の取引であり、銀行は、たとえそのような契約についてどのような参照事項が信用状のなかに含まれていても、そのような契約とは無関係であり、またそのような契約によりなんの拘束もうける

ものではない、ことが規定されている。そして、この規定は信用状のいわゆる「独立抽象性」を定めたものといわれている。この改訂規定は、一九七四年の旧規則と比べると「たとえそのような契約についてどのような参照事項が信用状のなかに含まれていても」という文言が付加されていて、これは「信用状の独立抽象性の面を、より明確にしたものだ」といわれている。(11)

筆者の理解するところによれば、本来、荷為替信用状のいわゆる抽象性（ドイツ法学説にいわゆるGrundsatz der Unabhängigkeit des Zahlungsanspruchs von Grundgeschäft）は、受益者の利益のために存在するものであって、その内容は「受益者が信用状条件を遵守して信用状債務の履行を求めて来たときは、信用状債務者は、基本関係上の契約が無効であるとする抗弁、または信用状契約の内容となっていない、したがって信用状書面の記載からは認識することのできない基本関係上の契約の内容にもとづく抗弁をもって受益者に対抗し信用状債務の履行を拒否することができない」ということである。(12) すなわち、発行銀行の負担する信用状債務は、信用状の資金関係（信用状発行契約）および対価関係（たとえば売買契約）から抽象された独立・無因のものであり、信用状基本関係を成すそれらの契約の効力如何、また信用状条件設定などの方法によって信用状契約の内容とされていない、したがって信用状書面の記載からは知りえないそれらの基本関係上の契約の内容如何によって拘束されるものではない、とするものである。したがって事柄は、本来、受益者が有する信用状上の利益の処理に関する問題である。しかるに、信用状統一規則においては、銀行取引につき銀行側から信用状関係を規定するという立場にたち、事柄を発行銀行の利益処理の問題の面から規定しているのである。すなわち、改訂規則第三条の目的とするところは「信用状債務者たる銀行は、基本関係を成す契約の効力加何、また信用状契約の内容を成すに至っていないそれらの基本関係上の契約の内容如何にかかわらず、信用状債務の履行をなし、その経済的結果を発行依頼人に帰属せしめ信用状資金の補償を請求すること

ができる」となすところにある、と考える。この信用状資金補償請求の点は、統一規則第三条の規定の明文に示されているわけではないが、規定の文言から見て、この信用状資金補償請求の趣旨は規則上当然に予定されているものといわなければならない。すなわち、改訂規則第三条は、信用状債務自体の本来の抽象性を規定したというよりも、むしろこのような本来の抽象性の反射的効果として存在する発行銀行の発行依頼人に対する信用状資金補償請求権ないし、これに対応する発行依頼人の補償債務の抽象性に重点を置いて規定したものと読みとれる形式のものとなっていることは否定できないところである。ゆえに問題の重点は、銀行が信用状の基本関係を成す契約による拘束を何ら受けることなく信用状債務の履行をなすべきものとするとともに、その結果の補償請求にあるといわなければならない。しかし、さきに見たように、信用状債務のいわゆる抽象性は本来受益者の利益の処理に関するものであり、発行銀行の有する信用状資金補償請求権の抽象性は、それ自体独立の存在を有するものではなく、むしろ受益者の利益保護に関する信用状本来の抽象性の存在を前提とする反射的効果たるにすぎないのであって、このような点から見れば、改訂規則第三条の規定も、結果的には同一であるにしても、むしろ信用状受益者の利益保護の側面から規定したほうが本来的には、より妥当なのではなかったかと思われるのである。

改訂規則第三条には「たとえそのような契約についてどのような参照事項が信用状のなかに含まれていても」という文言が付加されているが、もしこの参照事項が信用状条件として信用状文言を構成し信用状契約の内容を成すに至っているならば、必ずしも「銀行はそのような契約によりなんの拘束も受けるものではない」ということはできないと考える。さきに信用状条件変更の問題の考察においても論じたように、もともと信用状条件とは、信用状発行契約という委任契約における委任事務処理の方法・条件を定めたものであるが、信用状発行依頼人たとえば売買契約における買主は、売買契約上の自己の利益を確保するため、信用状条件という形式において、実質的には、売買契約の本

質的な内容の実現をもって委任契約における委任事務処理の条件たらしめているのである。このことは、結局、売買契約の内容の本質的な部分の実現が信用状契約における受益者たる売主の信用状利用の条件となっているのであって、実質的には、対価関係たる売買契約の内容が、この限りにおいて信用状契約の内容を成し、発行銀行の負担する信用状債務の抽象性を限定づける結果となっているのにほかならない。ここに、いわゆる信用状債務の抽象性と手形債務の抽象性との間の顕著な相違が見受けられるのである。手形においては、手形債務の抽象性は手形所持人の利益を保護し手形金額の完全な支払と手形の円満な流通を確保しようとするものである。したがって手形債務においては、手形行為の原因を手形面に文言化し手形債務の履行を原因関係にかかわらしめるようなことはできない。もし、これをすれば当該手形行為は無効になる。しかるに信用状債務においては、そのいわゆる抽象性は、本来信用状受益者たとえば特定の売主の利益を保護するためのものである。信用状は、本来他に譲渡すべきものではないのであって、信用状の譲渡は例外的に承認せられるにすぎない。また、信用状の譲渡は信用状債務の法的性質を変えるものではない。信用状統一規則第五四条は譲渡可能信用状について単に一回限りの譲渡を認めるにすぎない。手形においては、手形行為の原因関係は手形面の記載からは知ることができない。しかるに、信用状においては信用状条件の記載により信用状発行の原因関係を信用状面から認識することができるのである。たとえば、信用状利用に際して受益者において信用状附帯証券として提供すべきものと信用状条件をもって定められた提供証券が一定の物品の記載を要求する船荷証券・保険証券・商業荷送り状等である場合、このことを定める信用状条件の記載によって当該信用状発行の原因関係が売買契約ないしこれに類似する契約であることが通常容易に認識されうるのである。受益者たる売主は、信用状条件を遵守しなければ信用状を利用することができないのであって、このことは、実質的には、信用状条件設定という方法によって確保しようとする売買契約の内容を条件遵守という方法によって実現したことを証明する

のでなければ、受益者たる売主は現実に信用状を利用することができないことを意味するものであって、信用状の利用が実質的には売買契約によって限定されていることを示すものである。したがって、事柄を実質的に解する限り、改訂規則第三条がいうように「信用状は売買契約等とは別個の取引であって、そのような契約により何の拘束も受けるものではない」とは必ずしもいいきれるものではないように考える。ここに手形債務の抽象性と信用状債務のいわゆる抽象性との間の大いなる相違がある。信用状統一規則は、銀行の立場から信用状の抽象性について規定しているのであって、信用状抽象性の本質を受益者の側から見る立場にはたっていないのである。

そこで、問題は、このような信用状の利用を制限する信用状条件の設定が承認されうる範囲についてである。原因関係を売買とする信用状取引について見るのに、買主たる発行依頼人は、売主たる受益者のなすことある信用状抽象性の悪用を防止するため、できるだけ厳格な信用状条件の設定を希望する傾向があることを否定することはできない。しかし銀行は受益者に信用状を利用させるに際して信用状条件の遵守を確認すべき義務があるから、過度に明細厳密な信用状条件の設定は、信用状提供証券の調査等に多くの時間を要することになり、不合理な事務遅滞を生ずることになって、信用状条件遵守確認に手間取り、銀行業務の実際においては承認され難いところである。改訂規則第五条においては、この点を顧慮して「混乱と誤解を防止するため、銀行は、信用状またはその条件変更のなかに過度の明細を入れようとする試みを差控えさせるべきである」とする旨を規定している。そこで問題は、どの程度の条件設定をもって過度といいうるかということである。事柄は、具体的場合に個別的に解決されるべきものであろうが、筆者の理解するところによれば、この点は、銀行業務の促進という点からのみならず、発行依頼人の利益保護という面からも考察すべきものであって、信用状条件設定の趣旨に鑑み、原則として信用状発行の原因関係を成す契約たとえば売買契約の本質的内容の実現の証明に必要不可欠のものに限定すべきものであって、その限度を著しく超える程

度の明細は過度なものとして排除すべきものと考える。しかし、この限度内における信用状条件の設定は当然承認せられるべきものであって、これを制限することはできないものといわなければならない。たとえば原因関係が売買契約の場合、普通行われている程度の記載内容の船荷証券・保険証券・商業荷送り状その他貿易取引に通常見受けられる種類の附帯証券の提供事項、信用状金額（売買代金額との関係において決定される）、信用状利用期間（売買契約の履行期との関係において定められる）などの信用状条件の設定は、通常、原因関係たる売買契約の本質的内容の実現に関するものとして当然に承認せられるべきものである。もとより、信用状条件は信用状発行契約における委任事務処理の方法条件たるものであるから、発行契約におけるその設定は発行依頼人および発行銀行の両者の合意をもってなされるものであって、過度の条件設定は銀行の拒否するところとなるべく、ために信用状発行不能ということも予想されうるところである。

信用状の抽象性が制限される他の場合として注意しなければならないことは、受益者不法行為の抗弁を信用状債務者が主張しうるということである。反対の見解もないではないが、このような反対意見は、信用状のいわゆる抽象性が手形の抽象性とは異なるものであることを理解していないものであって、信用状法理に即せず、正当ではない。したがって、たとえば、受益者たる売主が、実際には売買目的物の船積をなしておらないのに、船積をなしたかのように装い、虚偽の船荷証券・保険証券等を附帯証券として提出して信用状条件の遵守を仮装し信用状債務の履行を求めて来た場合、銀行は、その事実を証明して受益者不法行為の抗弁をもって対抗し信用状債務の履行を拒否しうることは、すでに一般貿易慣習の認めるところであって、信用状の抽象性は受益者の不法行為を助成すべきものではないという点にその限界を見出すべきものである。手形におけるとは異なり、信用状書面の記載によって信用状発行の原因関係を知りうる信用状取引において、原因関係上の債務の履行に関し受益者に不法行為のある場合に、信用状債務者

がこれを抗弁事由として信用状債務の履行を拒否しうることは理論上当然といわなければならない。このように信用状の抽象性といわれるものは決して無限定的なものではなく、信用状発行の原因関係によって少なからず制約せられるものであることに注意しなければならないのである。(13)

(11) 金融法務事情一〇五五号四二頁「改訂統一規則一問一答」（長久保隆英氏）
(12) Eisemann-Eberth, a. a. O. S. 58ff.
(13) De Rooy, op. cit., p. 116; Horn and Schmitthoff, op. cit., p. 264; Hoyle, The Law of International Trade, 1981, p. 119.

第三　通知銀行の責任の問題

一九八三年改訂規則第八条においては、信用状は、他行（通知銀行）を通じて、その銀行の側ではなんの約束もなしに、受益者に通知することができるが、当該銀行は、自行の通知する信用状が外観上正規に発行されたとみられるかどうかについて相応の注意を払うことが規定されている。これは一九八三年改訂規則において新しく設けられた規定である。この場合、単に、信用状発行のあったことを受益者に通知するにすぎないいわゆる単なる通知銀行がなにら信用状債務を負担しないことについては疑問の余地はない。問題は、このような通知銀行に、その発行を通知する信用状について、受益者に対して、その通知に関し如何なる責任を負担させうるかということである。受益者は、通知銀行から信用状発行の通知を受けた場合、原因関係を成す契約たとえば売買契約中の信用状開設約款と照合して、その相違のないことを確認することができるならば、当該信用状を無留保受領することにより信用状契約における受

益の意思表示をなしたものとして、ここに受益者は信用状上の権利を取得することになる。為替業務を営業とする銀行から信用状発行の通知を受けるならば、受益者がそれを信頼するのは当然であって、受益者は、発行通知のあった信用状の真偽を調査したり発行銀行に直接照会したりするようなことはせず、直ちに原因関係を成す契約上の債務の履行に着手することになるのが通常である。したがって、このような信頼は当然法の保護に値いする利益を成すものであって発行通知のあった信用状が偽造されたものである場合には、通知銀行は一定の要件のもとに、その責に任ずべく、偽造信用状によって受益者がこうむった損害につき賠償の義務があるものといわなければならない。受益者は発行通知を受けた信用状につき、発行銀行の署名の真偽の調査、電信秘数の照合など信用状の真偽を調査する手段を全く有しないのが普通である。この点については全く通知銀行の判断に依存するほかはない状況から見れば、別段の理由のない限り、受益者に対する関係においては、この場合通知銀行に一般の場合とは異なる不法行為上の無過失責任を負担させても特に不合理とはいえないもののようである。しかし、それでは銀行は信用状発行の通知について著しく慎重にならざるをえないのであって、銀行業務の円満な運営を阻害するおそれがある。また過失のない銀行に責任を負担させることは、不法行為責任の一般原則に反するものであって必ずしも妥当とはいえないとする見解もある。そこで、この場合、この銀行の責任を一定の条件のもとに、受益者に対する関係においても、無過失責任でなく過失責任に止めようとするのが改訂規則第八条の趣旨であると筆者は理解する。改訂規則第八条の規定を卒直に読めば、この規定により特別な注意義務を新しく通知銀行に負わしめたかのように見える。しかし、このような注意義務は、改訂規則第八条の規定の有無にかかわらず、通知銀行として当然に負担しなければならない義務である。けだし、信用状発行銀行と通知銀行との間にはコルレス契約という委任契約が存在するのが通常であり、またコルレス契約が存在しない場合においても、信用状発行の通知の委託それ自体が委任（準委任）契約を成すものであって、通知

銀行は受任者として委任者たる信用状発行銀行に対する関係において、委任者の利益を顧慮し善良な管理者の注意をもって委任事務を処理しなければならない義務を負うものであり、また受益者に対する関係においても、信用状発行通知に対する受益者の信頼は法的にも保護されなければならないということから、理論上当然認められなければならない義務だからである。したがって、改訂規則第八条の目的が通知銀行に特別な注意義務を新しく負担させることにあるとは考えられないのである。

筆者の理解するところによれば、改訂規則第八条の目的は、この場合における通知銀行の注意義務に伴なう責任を過失責任に止め、しかも、その発行を通知する信用状の真正性につき銀行が信用状の外観に対する形式的審査に相応の注意（筆者は、これを善良な管理者としてなすべき注意をいうものと理解する）をなしたときは、免責を生ずるものとなすところにある。

ところで問題は、この注意義務を履行したか否かの立証責任を銀行または受益者のいずれが負担するかということである。不法行為責任に関する立証責任の一般原則からいえば、この場合、受益者が銀行に過失のあることを証明しなければならないということになるであろう。しかし、受益者が銀行のこのような過失を証明することは、通常、著しく困難であって、殆んど不可能に近いとも考えられる。改訂規則第八条の趣旨が、この場合の立証責任を受益者に負担させるものであるとするならば、それは事実上銀行の免責を認めるのと大差はないことになる。したがって、この場合の立証責任は銀行にあると解すべきものであって、銀行は、この点に関する責任を免れようとするならば自己に過失がなかったことを証明しなければならない。さきに見たように、この場合の通知銀行の責任は、少くとも受益者に対する関係においては、本来的には無過失責任と解しても敢えて不合理とはいえない性質のものである。それを改訂規則第八条の規定により過失責任、それもさきに見たような免責条件の軽減された過失責任に止めようというの

であるから、その反面、立証責任は銀行にあると理解しても敢えて不当とはいえないと考える。

上記の問題に関連して考察しなければならないことは、通知銀行のなす真正の信用状発行の通知の内容（信用状金額・信用状有効期限等）に誤りがある場合についてである。筆者の見解によれば、この場合においても、発行依頼人・発行銀行間の信用状契約に定められた通りの内容の効力を生ずるものである。信用状契約の内容は、発行依頼人・発行銀行間の無因的第三者のためにする契約たる性質を有する契約によって決定せられるべきものであって、一部の学説が主張するような「受益者に誤って通知せられた内容通りの信用状法律関係を生ずる」ものではない。信用状書面自体は、信用状発行のあったことを受益者に通知し信用状契約の内容を受益者に伝達するための書面であって、免責証券且つ証拠証券たる性質を有し、信用状上の権利は、本来的には民法上の指名債権譲渡 cessione の方法によって移転しうべきものである。[14] 信用状法律関係において信用状書面自体は理論上必ずしも不可欠のものではない。[15] 信用状の開設を通知し信用状契約の内容を受益者に伝達する方法を書面に限定しなければならぬ必要はない。ここに信用状法律関係と手形法律関係との間の決定的な相違がある。また受益者が信用状契約の利益享受の意思を表示する方法を信用状書面の無留保受領に限定すべき理由もないのである。ただ荷為替信用状取引の便宜上、特に手形の買取りを請求するような場合における必要上、信用状書面が通常作成せられているにすぎない。したがって、通知銀行のなす信用状発行通知に誤りがある場合にも、その誤って通知せられた内容通りの信用状法律関係を生じ、そのことより生ずる発行銀行・通知銀行間の問題は、委任義務不履行による損害賠償の問題として処理すべきものであるとする見解には賛成することができないのである。このような見解は、すべて信用状契約の当事者を発行銀行と受益者との両者であると理解し、信用状書面の作成を不可欠のものと考え、信用状法律関係はすべて信用状書面の記載内容によって決せられるべきものとする立場にもとづくものであって、信用状法律関係の理解として正当とは考え難いのである。信

用状受益者の立場から見ても、信用状発行の場合、発行通知のあった信用状を信用状開設の原因関係を成す契約中の信用状開設約款（この信用状開設約款は信用状発行契約を通して信用状契約の内容となるべきものである）と照合することによって、信用状発行通知の内容に誤りがあること、換言すればこの信用状発行通知が発行依頼人・発行銀行間の無因的第三者のためにする契約（信用状契約）によって定まるべき真実の内容と一致していないことを通常容易に認識しうべきものであって、この場合、受益者は発行通知のあった信用状の内容を信用状契約の真実の内容たるべきものと一致するよう信用状書面の記載の訂正を要求しうるものといわなければならない。

(14) Molle, op. cit., p. 502.

(15) この点は、ドイツ法・フランス法上の解釈として一般に承認されているところである。

第四　信用状確認の問題

一九八三年改訂規則第一〇条C項によれば、ある銀行が発行銀行によって信用状に確認を加える権限を与えられまたは依頼されたにもかかわらず、確認を加える用意がないときは、当該銀行は、発行銀行にその旨を遅滞なく通知しなければならない。発行銀行が確認の授権または依頼のなかに異なる定めをしていないかぎり、通知銀行は、確認を加えることなしに受益者に信用状を通知する、旨が定められている。これによって、確認を要請された銀行が確認を拒絶する場合に拒絶の通知義務を負担することになる。これは一九七四年統一規則には存在しなかった新しい規定である。そこで、この場合、このような確認拒絶の通知のなかったときに如何なる法律関係が生ずるかという問題がある。この問題を解決するためには、先づ信用状確認の法理構成を研究しなければならない。

筆者の理解するところによれば、信用状確認は、たとえば信用状発行の原因関係を売買とすれば、買主を発行依頼人とし売主を受益者とする第一の信用状を原信用状として開設せられた第二の信用状の発行にほかならない。確認信用状における信用状確認債務の内容は、特別な制限のない限り、信用状確認債務であることに伴なう若干の変容はあるにしても、大体原信用状における信用状債務の内容と同一であり、同一の信用状条件によるものであって、確認の意思表示は、原信用状の発行を通知する信用状書面を利用してなされるのが普通である。確認信用状においても、その法理構成については、原信用状における信用状発行銀行または発行依頼人を確認信用状における信用状確認についての発行依頼人となし、他銀行（多くは通知銀行）を確認銀行とし、原信用状の受益者を確認信用状における信用状確認の受益者とする三面的法律関係と解すべきものである。確認信用状発行依頼人（信用状確認の依頼人）・確認銀行間には確認信用状発行契約（信用状確認開設契約）が存在し、これが確認信用状における信用状確認の本体たる確認依頼人・確認銀行間の信用状確認契約（無因的第三者のためにする契約たる性質を有する）と事実上結合して存在することも原信用状におけると同様である。したがって、原信用状の発行銀行が他銀行に対してなす信用状確認の要請は、通常、当該原信用状発行銀行が当該他銀行に対し信用状確認開設契約および信用状確認契約の申込をなすものといわなければならない。この場合、確認銀行が信用状確認依頼人たる原信用状発行銀行の計算において信用状の確認をなすのが普通であって、確認銀行は確認信用状債務を履行したときは、当該信用状債務履行による経済的結果を原信用状発行銀行に帰属せしめ、これに信用状資金の補償を請求しうることになる。これが、改訂規則第一〇条C項にいわゆる「確認を加える権限を与えられる」ということの法的意義であると筆者は理解する。そして、この場合いわゆる権限とは、自己の名をもって他人の法律圏に干渉しうる法律上の力のことをいうものと解する。確認銀行が信用状確認に因り自行の負担する独立債務たる確認信用状債務を履行してその経済的結果を原信用状発行銀行に帰属せし

めうるということはいわゆる一つの権限にほかならない。

しかし、信用状確認の依頼人は常に必ずしも原信用状発行銀行でなければならぬ理由はない。原信用状発行依頼人が原信用状発行銀行を代理人として、または意思表示の伝達機関として、他銀行に対し、原信用状発行依頼人または原信用状発行銀行の計算において信用状の確認をなすべき旨の申込をなすことを妨げるものではない。この場合、原信用状発行依頼人の計算において信用状確認をなすべき旨の申込については、原信用状発行銀行から見れば、何らの授権的要素を含まないのであって、信用状確認の申込という意思表示の経過に伴なう単なる依頼にすぎない。これが改訂規則第一〇条C項にいわゆる「確認を加える」ことを「依頼される」ということの意義であると筆者は理解する。従来、この点に関する法理論的な解明は必ずしも明確になされていないようである。しかし、信用状統一規則が上記のように「信用状に確認を加える権限を与えられまたは依頼される」というように場合をわけて規定している以上、その間の相違が法的に明確にされなければならないはずであって、単にこれを同意義のものとしてその間の法的相違を無視することはできないと筆者は考える。

上記の問題に関し「権限を与える（authorize）」ということは、受益者より依頼があった場合には確認をしてもらいたいとの意味で用いられ、「依頼する（request）」ということは、信用状の通知等にあたり受益者よりの依頼の有無にかかわりなく通知銀行等の当該他行に確認を加えたうえ通知してもらいたい場合のことを意味している、ということが実務家の意見として述べられている。[16] 実務上の取扱いとして権限授与と依頼とを上記の意見のように区別して理解することは、もとより可能であろう。しかし、法理論として見た場合には、前記の筆者の見解のように理解すべきものではないかと考える。そうでなければ、権限授与と依頼とを法理論的に区別して考えることはできないと思うからである。

上記の場合、いずれにしても信用状確認要請の法的性質は、その両者が事実上結合して存在する信用状確認開設契約（委件契約）および信用状確認契約（無因的第三者のためにする契約）の申込であることには変りはないのである。そこで、問題は、信用状確認の要請を受けた銀行が、確認を加える用意がないにもかかわらず、原信用状発行銀行にその旨を遅滞なく通知しなかった場合に如何なる法律関係が生ずるかということである。この点については、一九八三年改訂規則には明文の規定が設けられていない。もとより信用状法律関係について信用状統一規則が悉く明文の規定を設けているわけではなく、如何なる意味においても直接にも間接にも統一規則に規定のない事項については、国際私法の法理によって定められる信用状取引の準拠法によって決せられるべきものである。したがって信用状確認の要請を受けた銀行が、確認を加える用意がないにもかかわらず、遅滞なく拒絶の通知をしなかった場合の法律関係の処理につき、信用状開設の準拠法に規定があれば、これによることになる。たとえば、承諾期間の定めのない隔地者間における商行為たる契約の申込に関し、わが商法第五〇九条によれば、商人が平常取引を為す者からその営業の部類に属する契約の申込を受けたときは遅滞なく諾否の通知を発することを要し、もしこれを発することを怠ったときは申込を承諾したものとみなす、旨の規定がある。この商法第五〇九条前段の規定は、信用状統一規則第一〇条C項前段の規定に極めて類似する。ある銀行が信用状発行銀行から信用状確認の要請を受けた場合、それが商法第五〇九条にいわゆる「商人が平常取引を為す者からその営業の部類に属する契約の申込を受けたとき」に該当するのが通常だからである。したがって、その限りにおいて、確認の要請を受けた銀行が確認を加える用意がないにもかかわらず、遅滞なく拒絶の通知をしなかった場合につき、商法第五〇九条後段の規定の類推適用によって解決することが可能なようにも考えられる。そこで、この立場をとるとすれば、確認信用状開設の準拠法がわが国の法律であるときには、上記の商法第五〇九条の規定により、多くの場合、信用状確認の要請を受けた銀行が遅滞なく拒絶の通知を

なさないときは、申込を承諾したものとみなされて、信用状確認開設契約（確認信用状発行契約）および信用状確認契約（確認信用状契約）が成立することになり、したがって確認銀行が受益者に信用状の確認を通知しないときは委任契約上の義務不履行の責を免れえない、ということになるであろう。しかし、筆者は、上記の結論はとも角として、必ずしもこのような考え方には賛成することができない。上記のような考え方にしたがえば、準拠法の異なるにつれてその結果を異にすることにもなり、信用状法律関係の統一的解釈を期待する信用状統一規則の立場に即しないことになる。したがって、この問題は統一規則自体の解釈としてこれを解決することが望ましいのである。

上記の点について筆者は次ぎのように理解する。改訂規則第一〇条C項においては、信用状に確認を加える用意がない場合における確認拒絶の通知義務を定めてはいるが、このような通知がなされなかった場合につき確認の申込を承諾したものと看做す旨の規定は存在しない。しかし、このような通知義務が拒絶の場合のみについて存在する以上、遅滞なく拒絶の通知がなされなかったときは、信用状確認を要請した原信用状発行銀行は確認の承諾があったものと解することになるのは当然ではないかと考えられる。このような契約成立えの期待は改訂規則第一〇条C項の規定の文言から当然生ずるものであり、規定文言の構成から見て、信用状統一規則の解釈上これを無視することはできないと考える。そして、この場合に信用状確認契約の成立を認めるためには、拒絶の通知が遅滞なくなされなかったということ、すなわち、この点に関する沈黙をもって承諾の意思表示と認むべき事実があったのであり、この時に契約が成立するものと解するをもってたると信ずる。けだし、この場合、改訂規則第一〇条C項においては確認拒絶の通知のみが義務づけられているということは、統一規則は確認契約成立のためには必ずしも承諾の通知を必要としないという立場をとったものとも解せられるのであって、このことが上記のような解釈を支持するにたる特別の事情を成すものといわなければならないと考えるからである。そして、改訂規則第一〇条C項に特別な制限規定が存在しな

い以上、信用状統一規則の趣旨に顧みて、銀行が平常取引を為す者から確認の要請を受けたると平常取引関係のない者から確認の要請を受けたるとを問わず、上記の効果を生ずることになると解するのが妥当ではないかと考える。

ところで、ここに考察しなければならない一つの問題がある。それは、改訂規則第一〇条C項に規定する上記の確認拒絶の通知については発信主義の立場にたち、通知は発すればたるものと解すべきではないかということである。契約成立の法理からいえば、申込があっても承諾がなければ契約は成立するものでなく、また被申込者は、原則として諾否の通知をなすべき義務を負担するものではない。したがって本来通知義務のない者に特別な規定によって通知義務を負担させるのであるから、その反面事情の許す限りその負担は軽減されたものにするのが当然だといわなければならない。また契約の成立を確定する承諾の意思表示が発信主義の立場にたつと理解される以上、契約の不成立を確定する拒絶の通知も発信主義の立場を採るものと解しなければ妥当性を欠くことにもなりかねないのである。したがって、筆者は、規則の文言に即しないという批判があるかも知れないが、改訂規則第一〇条C項に定める拒絶の通知は発すればたり、通知を発した銀行はその着否の危険を負担しないと解すべきものと信ずる。商法第五〇九条に定める諾否の通知義務について発信主義が認められているとされるのも、筆者の見解を支持する一つの根拠となるのではないかと考える。

次ぎに改訂規則第一〇条C項に定める拒絶の通知義務の法的性質についてであるが、これは、その不履行が損害賠償義務を生ぜしめるようないわゆる真正の義務ではない。信用状確認の要請を受けた銀行が、信用状確認という自己の欲しない効果（不利益）の発生を防止しようとするならば、履行しなければならないという一種の間接義務たるにすぎない。したがって、「通知をしなかったことにより発行銀行に損害が発生した場合には損害賠償の問題が発生する可能性もある」とする見解[17]には賛成することができないのである。

（16）朝岡編「実務家のための逐条解説信用状統一規則」一〇一頁（窪田善治氏）

（17）金融法務事情一〇五五号四四頁「改訂統一規則一問一答」（高安昭之助氏）

飯田「信用状の確認の法律関係と実務上の留意点」手形研究三七八号三九頁においても「この通知を怠ると、確認をしてくれる他の銀行を探して通知し直すタイミングを逸したりするため、信用状発行銀行から損害賠償の請求を受けかねない」と述べられている。

信用状確認の要請を受けた銀行が、確認を加える用意がないにもかかわらずこの旨を遅滞なく発行銀行に通知しなかった場合に関する上記の筆者の見解は、信用状法律関係の本体を成す信用状契約の当事者を発行依頼人と発行銀行の両者と解する立場においてのみ可能となるのであって、信用状法律関係を発行銀行・発行依頼人間の信用状発行契約（委任契約）と発行銀行・受益者間の信用状契約とに截然区別し信用状契約の当事者を発行銀行および受益者の両者と解する立場においては成立する余地は極めて乏しいのである。確認拒絶の通知を怠った場合に当該銀行に損害賠償義務発生の余地を認めるのも、後者の立場にたつからであって、その結果、確認の要請を受けた銀行が自己の欲しない効果の発生を防止するための手段たるにすぎない間接義務の不履行に損害賠償義務発生の余地を残すことになるのである。

第五　信用状統一規則の法的性質の問題

一九八三年改訂規則第一条によれば、改訂規則の各条文は、ほかに明らかな合意のないかぎり、適用可能な範囲においてスタンドバイ信用状を含めて、すべての荷為替信用状に適用され、かつすべての関係当事者を拘束する。これ

らの条文は、荷為替信用状が信用状統一規則にしたがって発行されたことを示す文言を個々の信用状面に盛り込むことによってその信用状の一部となる、旨を規定している。すなわち、信用状統一規則に拠る旨を信用状面に記載することによって統一規則が信用状契約の内容を成し、これによって関係当事者が拘束されることになるというのである。この規定は一九八三年の改訂規則において新しく設けられた規定である。この点を理解するに際して先ず検討しなければならないことは、信用状統一規則の法的性質についてである。

従来、信用状統一規則の法的性質については、これをもって荷為替信用状取引に関する世界的法規の段階に達した国際的商慣習法を成文化した内容のものと見る見解がある。これに対して、筆者は、従来から、この信用状統一規則は世界諸国の信用状取引に関する慣行を基礎として制定されたものであるが、それは一種の標準約款と解すべきものであって、[18] この標準約款は銀行がこれを採択することによって荷為替信用状取引に関する統一的業務約款たる一般取引条款となる性質を有するものと理解して来たのである。信用状統一規則のなかにはすでに国際的商慣習法ないし国際的商慣習たる段階に達した内容のものといってよい規定もあり、したがって、これらの規定に関する限り、統一規則は、その国際的商慣習法ないし国際的商慣習の存在・内容を確認したものというべきであるが、信用状統一規則全体として見た場合、たとえば本来受益者の利益の処理に関する信用状の抽象性の問題が発行銀行の利益の処理に関する信用状資金補償請求権ないしこれに対応する補償債務の抽象性の問題を含めて規定され、また本来信用状上の義務ではなく委任者の利益を顧慮することが要請される委任契約たる信用状発行契約上の義務たる提供証券審査義務について、その審査範囲を形式的審査に軽減し銀行の責任を軽減するなど、銀行業務の立場からする銀行の免責や責任軽減に関する規定を含み、また信用状発行依頼人の利益の顧慮もさることながら結果的には信用状担保物換価の場合における銀行の立場に着目したものともなっていると解せられる証券審査の権限を銀行に認める（たとえば提供証券た

る運送書類・保険書類に関する若干の規定）など、統一規則には信用状取引における銀行の業務的立場に着目したものと見てよい規定が含まれているのであって、これらの点から考えるとき、この規則は、たとえそのなかにすでに国際的商慣習法ないし国際的商慣習の段階に達したと見てよい内容の規定を含むものであるにしても、規則全体の一般的性格としては、銀行がこれを採択することによって当該銀行における荷為替信用状取引に関する統一的業務約款としての一般取引条款たるに至る標準約款たる性質のものと理解すべきであって、[19] 取引の相手方 cliente の承認（擬制された承認たることを妨げないのはもちろんである）のあることによって始めて拘束力を有するに至るものと解すべきものと考える。一九八三年改訂規則第一条の規定もこの立場から理解してよいもののように筆者は考える。そうでなくて信用状統一規則がすでに世界的法規の段階に達した国際的商慣習法を成文化した内容のものと見うるものとすれば、改訂規則第一条の規定は殆んど無意義なものといわざるをえないであろう。けだし、統一規則が荷為替信用状取引に関する世界的法規たる段階に達した内容のものとすれば、相手方 cliente の承認あるをまたず、当然に関係当事者を拘束する力を有するものであり、特に統一規則準拠文言を記載し、これをもって信用状契約の内容たらしめる必要のないものだからである。したがって、改訂規則第一条の趣旨は、統一規則準拠文言を信用状面に記載することにより、当該信用状関係が統一規則に準拠して設定されたものであることを関係当事者に知らしめ、特に反対の意思表示のない限り、爾後この信用状取引に参加する者についても統一規則をこれに適用しようとすることにあると筆者は理解する。そうであるとすれば、改訂規則第一条自身が信用状統一規則の性質は荷為替信用状取引に関する一般取引条款と解すべきものであることを示すものといわなければならない。

ところで問題は、信用状面に上記のような統一規則準拠文言の記載のない場合についてである。準拠文言の記載がない場合においても、信用状発行銀行が所属の銀行協会を通じ、または自ら統一規則を採択している場合においては

特に問題はないと考える。信用状統一規則を採択せる銀行においては、当該銀行における信用状取引については、すべて統一統則に拠る旨の慣行があるものというべく、特に反対の意思表示のない限り、関係当事者は当該慣行に拠る意思をもって契約に参加したものと解しうるのであって、たとえ信用状面に統一規則準拠文言の記載がない場合においても、当該信用状取引は統一規則に拠って規定せられることになるといわなければならない。

改訂規則第一条は、統一規則準拠文言を信用状面に記載することに因り、それが信用状の一部となり信用状契約の内容となるといっているが、それは単に信用状契約の内容を成すのみならず、同時に信用状発行契約の内容をも成すものと理解しなければならない。荷為替信用状取引の根幹は対価関係たる基本契約たとえば売買契約中の信用状開設約款であって、これにもとづいて信用状発行契約が成立し、この信用状発行契約が信用状の本体たる信用状契約と事実上、合体して信用状法律関係を形成するものであるから、統一規則準拠文言の記載により統一規則が信用状契約の内容となるということは、同時に性質の許す範囲内において、統一規則が信用状発行契約の内容をも成すということを意味するものである。正確にいうならば、信用状開設委託において当該信用状取引は統一規則に拠る旨が合意せられることにより、理論上、当然に統一規則が信用状発行契約および信用状契約の内容を成すに至るのであって、この統一規則準拠文言の信用状書面への記載は、単にその事実を信用状関係当事者に知らしめるための表示たるにすぎないものと理解すべきである。けだし、信用状法律関係において信用状書面は不可欠のものではなく、信用状書面は単に免責証券であり証拠証券たるにすぎず、信用状書面への記載は権利関係を設定する形成的効力を有しうべきものではないからである。

筆者は、信用状統一規則の法的性質を論ずるに際して、さきに、荷為替信用状取引において信用状発行銀行の負担する信用状附帯書式（提供証券）審査義務に論及したが、ここで、この問題について考察を試みることにする。先ず

注意しなければならないことは、この提供証券審査義務は信用状発行契約なる委任契約上の義務であって、あるいはいわれているような信用状契約上の義務ではないということである。発行銀行が信用状契約にもとづいて負担するいわゆる信用状上の義務は単に信用状金額支払義務（手形の引受・支払または手形の買取などの方法によって履行されるのが普通である）のみであって、信用状契約自体について見る限り、附帯書類たる提供証券の審査条項は信用状金額支払についての給付方法に関する負担 onere を定めたものたるにすぎない。[20] したがって、これを信用状契約上の独立の義務と解するのは正当ではない。

銀行が提供証券審査義務に違反したときは、これを理由として信用状発行依頼人は当該提供証券の受領を拒否し、信用状資金の補償を拒絶しうるのであるが、この場合、発行依頼人が銀行に対して信用状発行契約なる委任契約上の義務不履行を理由としてその他の損害（いわゆる間接損害）の賠償を請求しうるかという問題が提出されている。この点に関し信用状の発行人が正当でない支払をした場合における顧客の権利につき、顧客は発行人に対し前払いした金額があればその返還を受け、まだ発行人に対し未払いであれば、引き続き支払を拒むことができるだけであって、顧客は発行人に対して間接損害の請求ができないとして、この問題につき消極的見解が示されている。[21] しかし、上記にいわゆる間接損害と称せられるものは、たとえば信用状の対価関係たる基本関係が売買契約である場合について見るのに、多くは売買目的物たる商品の瑕疵または商品と書類の文言との不一致等によるものであって、[22] 信用状発行依頼人たる買主が信用状受益者たる売主に対し基本関係たる売買契約上の義務不履行によるものとしてその賠償を請求しうべきものであり、その限りにおいて、信用状発行契約なる委任契約上の義務違反によるものとは解し難いものである。このような売買契約上の義務違反に因る損害は、信用状の発行人たる銀行が信用状条件の不一致等のある提供証券を受領して支払をなしたると、また当該提供証券の受領を拒絶したるとにかかわらず、受益者たる売主の義務不

履行によって等しく生じうるものである。このような意義において上記の消極的立場を支持すべきものと考える。

上記のように、いわゆる提供証券審査義務は委任契約上の義務であり、委任契約の本旨として、受任者は委任者の利益を顧慮し善良な管理者の注意をもって委任義務を履行すべきものであるから、厳密な法理論としては、銀行は提供証券について形式的審査のみならず実質的審査の義務をも負うものといわなければならない。しかし、銀行は短時間内に多くの取引をなすものであって個々の取引に多くの時間を費すことはできないという実務上の立場と銀行は信用状開設の基本関係たる売買・運送・保険等の専門家ではないという理由にもとづいて、改訂規則第一七条は、銀行の書類審査義務の範囲を縮少して形式的審査のみとなし、実質的審査義務を免除しているのである。これは、上記のように銀行の企業的立場からする理由によるものではあるが、結局は、信用状発行依頼人の利益よりも銀行の利益をより顧慮したことになるといわざるをえない。ところが、この統一規則第一七条の規定は、実は必ずしも常に銀行の利益にのみ作用するものとなすことができないのである。すなわち、発行銀行が受益者の請求により信用状債務を履行したときは、銀行は信用状附帯書類たる提供証券の引渡を受け、発行依頼人に対する信用状資金補償請求権の担保として荷為替荷物上に質権または信託的所有権という担保権を有するに至るのが通常であり、提供証券はこの担保権に関するものであるから、担保権実行の面から見れば、必ずしも統一規則第一五条および第一七条がいうように「銀行は、相応の注意をもってすべての書類を点検し、それが信用状条件と文面上一致しているとみられるかどうかを確かめればよく、実質的審査をなす必要なし」というわけにはゆかないのである。

もともと厳格な形式的な信用状条件一致の原則は、実は両刃の剣ともいえる内容のものであって、[23] 狡猾な売主に単に形式的にのみ信用状条件を遵守したにすぎない虚偽の提供証券を提出して信用状を利用するという機会を与えること（manipulations）を可能ならしめる危険性を有し、また打算的な買主に極めて僅かな殆んど実際取引上問題にな

らないような軽微な信用状条件不一致を理由として提供証券受領を拒絶することを可能ならしめるような責任回避(evasive purposes)を許す危険性を有するものである。そこで統一規則は、提供証券審査義務の範囲を形式的審査のみに限定しつつ、なお別に統一規則の規定自体をもって提供証券審査に関する若干の別段の定めをなしているが、これは一面、信用状発行依頼人の利益を顧慮したものとも見られるが、それとともに担保物換価の場合における銀行の利益が重要な要素として関連している事実を看過することができない。[24] しかし、それにしても、このような提供証券の形式的審査だけでは、銀行の担保物換価の場合における不安を除去することはできない。ここに、銀行は提供証券の実質的審査について必ずしも無関心ではいられないという事実があることになる。したがって、信用状発行契約の効果として銀行の提供証券実質的審査の権限とともにその義務を肯定し、銀行は為替銀行として通常有する知識経験による実質的審査の義務を負担するものであるとなす見解も必ずしも不合理なものということはできない。しかし、それでは統一規則第一七条の規定と調和しないことになる。ここに、提供証券審査に関する将来の問題があると筆者は考える。

(18) Stoufflet, op cit., p. 105 et suiv.

(19) Zahn, Zahlung und Zahlungssicherung im Aussenhandel, 1976, S. 7ff.; Eisemann-Eberth, a. a. O. S. 55ff. 参照

(20) Molle, op. cit., p. 568.

(21) 飯田「信用状の基本的原理—アメリカ統一商事法典を中心として—」金融法務事情一〇九七号四九頁参照

(22) 飯田・前掲・金融法務事情一〇九七号四八頁以下参照

(23) Horn and Schmitthoff, op. cit., p. 260 によれば The doctrine of strict compliance constitutes a double-edged

sword. とある。

(24) このような規定としては、たとえば運送書類に関する統一規則第二五条以下の規定、保険書類に関する統一規則第三五条以下の規定のなかに多く見受けられる。